

公益財団法人 琵琶湖・淀川水質保全機構
令和7年度 第1回 評議員会議事録

- 1 評議員会の決議があったものとするみなされた事項の内容
 - (1) 第1号議案のとおり、永田章彦を評議員に選任する。
 - (2) 第2号議案のとおり、水谷 亨を理事に選任する。
 - (3) 第3号議案のとおり、目片佳子を理事に選任する。
 - (4) 第4号議案のとおり、裏 祥嗣を理事に選任する。
 - (5) 第5号議案のとおり、高木康人を理事に選任する。
 - (6) 第6号議案のとおり、岡本光平を監事に選任する。
 - (7) 有価証券の売買についての通知事項を評議員会に報告することを要しないことについて同意する。
 - (8) (1)～(6)の議案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされる日及び(7)の通知事項の評議員会への報告があったものとみなされる日は令和7年5月7日とする。

- 2 評議員会の決議があったものとするみなされた事項の提案者
理事長 三和 伸彦

- 3 評議員会の決議があったものとするみなされた日
令和7年5月7日(水)

- 4 議事録の作成に係る職務を行った者
理事長 三和 伸彦

- 5 評議員総数9名の同意書
別添のとおり

令和7年4月22日、理事長三和伸彦が評議員の全員に対して、評議員会の決議の目的である事項について、上記1(1)から(6)及び(8)の内容の提案書を発し、当該提案につき令和7年5月7日までに評議員の全員から書面により同意する旨の意思表示を得たので、評議員会運営規程第9条に基づき、当該提案を承認可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされた。

また併せて、同日付で理事長三和伸彦が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項について上記1(7)及び(8)の内容の通知書を発し、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき令和7年5月7日までに評議員の全員から書面により同意の意思表示を得たので、評議員会運営規程第10条に基づき、当該事項が評議員会への報告があったものとみなされた。

以上のとおり、評議員会の決議があったものとみなされたこと及び評議員会への報告があったものとみなされたことを明確にするため、この議事録を作成し、議事録作成者が記名押印する。

令和7年5月7日

公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構

理事長 三 和 伸 彦 印

[資料 1]

第 1 号議案

評議員の選任に関する件

定款第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記の者を評議員に選任する。

記

1 評議員候補者

(新) 永 田 章 彦 (神戸市水道局副局長)

(旧) 桑 形 雅 彦 (前 神戸市水道局副局長)

2 任 期

定款第 12 条第 2 項の規定に基づき、今回選任する評議員の任期は、令和 7 年 5 月 7 日から令和 7 年 6 月に開催する定時評議員会の日までとする。

第2号議案

理事の選任に関する件

定款第22条第1項の規定に基づき、下記の者を理事に選任する。

記

1 理事候補者

(新) 水谷 亨 (三重県地域連携・交通部
水資源・地域プロジェクト課参事兼課長)

(旧) 浅野 覚 (前 三重県地域連携・交通部
水資源・地域プロジェクト課参事兼課長)

2 任期

定款第25条第3項の規定に基づき、今回選任する理事の任期は、令和7年5月7日から令和7年6月に開催する定時評議員会の日までとする。

第3号議案

理事の選任に関する件

定款第22条第1項の規定に基づき、下記の者を理事に選任する。

記

1 理事候補者

(新) 目 片 佳 子 (滋賀県琵琶湖環境部次長)

(旧) 三 和 伸 彦 (前 滋賀県理事員 (琵琶湖政策・MLGs推進担当))

2 任 期

定款第25条第3項の規定に基づき、今回選任する理事の任期は、令和7年5月7日から令和7年6月に開催する定時評議員会の日までとする。

[資料4]

第4号議案

理事の選任に関する件

定款第22条第1項の規定に基づき、下記の者を理事に選任する。

記

1 理事候補者

(新) 裏 祥 嗣 (大阪府政策企画部企画室推進課参事)

(旧) 帆 足 元 太 (前 大阪府政策企画部企画室推進課参事)

2 任期

定款第25条第3項の規定に基づき、今回選任する理事の任期は、令和7年5月7日から令和7年6月に開催する定時評議員会の日までとする。

第5号議案

理事の選任に関する件

定款第22条第1項の規定に基づき、下記の者を理事に選任する。

記

1 理事候補者

(新) 高 木 康 人 (奈良県環境森林部水・大気環境課長)

(旧) 南 地 哲 弥 (前 奈良県環境森林部水・大気環境課長)

2 任 期

定款第25条第3項の規定に基づき、今回選任する理事の任期は、令和7年5月7日から令和7年6月に開催する定時評議員会の日までとする。

[資料6]

第6号議案

監事の選任に関する件

定款第22条第1項の規定に基づき、下記の者を監事に選任する。

また、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程第4条第2項の規定に基づき、下記のとおり報酬額を決定する。

記

1 監事候補者

(新) 岡 本 光 平 (株式会社三井住友銀行公務法人営業第二部副部長)

(旧) 山 下 博 也 (前 株式会社三井住友銀行公務法人営業第二部副部長)

2 任 期

定款第25条第3項の規定に基づき、今回選任する監事の任期は、令和7年5月7日から令和7年6月に開催する定時評議員会の終結の時までとする。

3 報酬額

無報酬とする。

有価証券の売買について

1 今回の売買について

令和6年度第4回理事会 報告事項4及び第3回評議員会 報告事項2「次期(R8~10)あり方検討に向けた事務局検討状況」の「II.(3)基本財産運用収入の増加策」において説明を行った①基本財産債券の組替運用案1-2及び②特定資産の活用・運用案2-2に基づき、次の3案件について基本財産として保有する有価証券の購入及び組替を実施した。

なお、実施に先立ち、令和7年3月13日に令和6年度第1回資金運用委員会を開催し、各案件について審議・承認された後、以下の各日において実施した。

(1) 案件1【新規購入…上記報告事項②案2-2に該当】

●基本財産として保有していた有価証券 [群馬県第3回公募公債(20年) 額面6千万円(利率1.687%)]と特定資産として保有していた現金預金 [りそな銀行定期預金(1年) 金額6千万円(利率0.002%)]を2月26日に組み替えた上で、新規に基本財産として保有する有価証券の提案を証券各社に提案を依頼し選定。

●選定条件

- ・購入債券…当機構資金管理・運用規程第4条第1項第2号から第4号に該当する国債証券、地方債証券及び特別法人債
- ・利率、購入単価、年限…利率：2.300%以上、購入単価：額面単価(100円)以下、年限：最長30年債

●選定結果

- ・購入債券…第85回利付国債(30年)、利率：2.300%、購入単価(額面100円)：94.811円
(提案締切日時：令和7年3月18日 午前11:30 / 約定日時：同日 午後0時43分 /
受渡日：令和7年4月3日)
- ・取扱会社…SMB C日興証券株式会社

(2) 案件2【組替1…上記報告事項①案1-2に該当】

●基本財産としての保有していた有価証券 [第260回日本高速道路保有・債務返済機構債券(30年) 額面3億円(利率0.651%)]について、その売却額と組替(購入)債券の銘柄、利率、購入価格の提案を証券各社に提案を依頼し選定。

●選定条件

- ・売却債券…売却単価(額面100円)：購入単価以上(売却債券の売却単価 \geq 購入債券の取得単価)
- ・購入債券…当機構資金管理・運用規程第4条第1項第2号の国債証券もしくは同項第4号の特別法人債(政府保証債に限る)【安全性重視】、2銘柄以内
- ・利率、購入単価、年限…利率：1.000%以上、購入単価(額面100円)：売却単価以下(売却債券の売却単価 \geq 購入債券の取得単価)、年限：最長40年債

●選定結果

- ・売却債券…売却単価（額面 100 円）：60.876 円
- ・購入債券…第 15 回利付国債（40 年）、利率 1.000%、購入単価（額面 100 円）60.443 円
（提案締切日時：令和 7 年 3 月 21 日 午前 11：30 / 約定日時：同日 午後 0 時 42 分 /
受渡日：令和 7 年 4 月 3 日）
- ・取扱会社…大和証券株式会社

(2) 案件 3 【組替 2…上記報告事項①案 1－2 に該当】

- 基本財産としての保有していた有価証券「政府保証第 356 回日本高速道路保有・債務返済機構債券（30 年）額面 3 億円（利率 0.686%）」について、その売却額と組替（購入）債券の銘柄、利率、購入価格の提案を証券各社に提案を依頼し選定。

●選定条件

- ・売却債券…売却単価（額面 100 円）：購入単価以上（売却債券の売却単価 \geq 購入債券の取得単価）
- ・購入債券…当機構資金管理・運用規程第 4 条第 1 項第 2 号の国債証券、もしくは同項第 4 号の特別法人債（政府保証債に限る）【安全性重視】、2 銘柄以内
- ・利率、購入単価、年限…利率：1.100%以上、購入単価（額面 100 円）：売却単価以下（売却債券の売却単価 \geq 購入債券の取得単価）、年限：最長 40 年債

●選定結果

- ・売却債券…売却単価（額面 100 円）：67.200 円
- ・購入債券（2 銘柄）…
 - 1) 第 15 回利付国債（40 年）、額面 100,000 千円、利率 1.000%、購入単価（額面 100 円）61.968 円
 - 2) 第 16 回利付国債（40 年）、額面 200,000 千円、利率 1.300%、購入単価（額面 100 円）67.906 円合計・平均）額面 300,000 千円、利率 1.200%、購入単価（額面 100 円）65.926 円
（提案締切日時：令和 7 年 3 月 28 日 午前 11：30 / 約定日時：同日 午後 0 時 37 分 /
受渡日：令和 7 年 4 月 10 日）
- ・取扱会社…野村証券株式会社

2 今回の購入・組替(売買)による収益の改善について

(1) 案件1【新規購入】

●年間受取利息収入の増加

・(基本財産運用益：A)の増加

新旧	銘柄	利率 (%)	額面 (千円)	利息収入 (千円)
旧	群馬県第3回公募公債(20年)	1.687	60,000	1,012
新(購入)	第85回利付国債(30年)	2.300	60,000	1,380
新(購入)債券—旧債券(A)				368

・(特定資産運用益：B)の増加

新旧	銘柄	利率 (%)	額面 (千円)	利息収入 (千円)
旧	りそな銀行定期預金(1年)	0.002	60,000	1
新(入替)	群馬県第3回公募公債(20年)	1.687	60,000	1,012
新(入替債券)—旧(定期預金)(B)				1,011

◎案件1の実施による運用益額は、基本財産分A+特定資産分B併せて1,379千円の増加

- ・基本財産運用益：Aについては、毎年度「正味財産増減計算書」の「一般正味財産増減の部」における「経常収益」の「基本財産運用益」に計上
- ・特定資産運用益：Bについては、毎年度「正味財産増減計算書」の「一般正味財産増減の部」における「経常収益」の「特定資産運用益」に計上
- ・基本財産に入替えた現金(60,000千円)と債券の購入額(56,886.6千円)との差額(3,113.4千円)は、基本財産現預金として保有

(2) 案件2【組替1】

●年間受取利息収入の増加

・(基本財産運用益)の増加

売買	銘柄	利率 (%)	額面 (千円)	利息収入 (千円)
売	第260回日本高速道路保有・債務返済機構債(30年)	0.651	300,000	1,953
買	第15回利付国債(40年)	1.000	300,000	3,000
購入債券—売却債券				1,047

◎案件2の実施による運用益額1,047千円の増加は、毎年度「正味財産増減計算書」の「一般正味財産増減の部」における「経常収益」の「基本財産運用益」に計上

●**売買差額**

売買	銘柄	額面 (千円)	額面単価 (円)	売買金額 (千円)
売	第260回日本高速道路保有・債務返済機構債(30年)	300,000	60.876	182,628
買	第15回利付国債(40年)	300,000	60.443	181,329
売却債券—購入債券(売買差額)				1,299

◎**案件2の実施による売買差額1,299千円は、**売買実施年度(令和6年度)「正味財産増減計算書」の「指定正味財産増減の部」における「経常収益」の「基本財産評価損益」に計上

(3) **案件3【組替2】**

●**年間受取利息収入の増加**

・(基本財産運用益)の増加

売買	銘柄	利率 (%)	額面 (千円)	利息収入 (千円)
売	政府保証第356回日本高速道路保有・債務返済機構債(30年)	0.686	300,000	2,058
買※	・第15回利付国債(40年) ・第16回利付国債(40年)	1.200	300,000	3,600
購入債券—売却債券				1,542

※2債券の平均利率と合計額面・利息収入

◎**案件3の実施による運用益額1,545千円の増加は、**毎年度「正味財産増減計算書」の「一般正味財産増減の部」における「経常収益」の「基本財産運用益」に計上

●**売買差額**

売買	銘柄	額面 (千円)	額面単価 (円)	売買金額 (千円)
売	政府保証第356回日本高速道路保有・債務返済機構債(30年)	300,000	67.200	201,600
買※	・第15回利付国債(40年) ・第16回利付国債(40年)	300,000	65.926	197,780
売却債券—購入債券(売買差額)				3,820

※2債券の合計額面、平均単価、合計売買金額

◎**案件3の実施による売買差額3,820千円は、**売買実施年度(令和6年度)「正味財産増減計算書」の「指定正味財産増減の部」における「経常収益」の「基本財産評価損益」に計上